

法務省民一第585号
令和8年3月26日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準について（通達）

標記については、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和8年法務省令第18号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、本年4月1日から施行されることとなりました。

改正省令による改正後の戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）第68条の3により法務大臣が定めるとされたものについては、下記のとおり定められましたので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは戸籍法（昭和22年法律第224号）をいいます。

おって、平成6年11月16日付け法務省民二第7002号当職通達は、この通達により廃止します。

記

第1 総則

市区町村長の使用に係る戸籍事務を処理する電子情報処理組織（以下「戸籍情報システム」という。）は、以下に示す要件に適合するものでなければならない。

また、戸籍情報システムには、以下に示す要件以外の機能を実装してはならない。

第2 機能要件

戸籍情報システムが備えるべき機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分（戸籍情報システムに必ず実装しなければならない

い機能、戸籍情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は戸籍情報システムに実装してはならない機能の別をいう。以下同じ。)及び適合基準日(戸籍情報システムが本通達に適合していなければならない日をいう。この場合において、当該日までに適合することを妨げるものではなく、また、当該日以降引き続き適合することを要するものとする。以下同じ。)については、別添1の戸籍情報システム標準仕様書のとおりとする。

1 戸籍情報システムにより処理する事務の範囲

戸籍情報システムは、届書、申請書その他の書類(以下「届書等」という。)の審査事務、受理又は不受理等の処分決定に関する事務、受付帳及び戸籍発収簿の調製事務、戸籍及び除籍の調製及び記録事務、決裁に関する事務、記録事項証明書の発行事務、規則第74条第1項の規定による証明書の発行事務、戸籍に関する各種通知書の作成事務及び戸籍事務に関する統計事務を処理するものとする。

2 戸籍記録の保全及び保護

戸籍情報システムは、戸籍又は除籍の記録(以下「戸籍記録」という。)、受付帳その他戸籍事務に必要な項目を管理する機能を有するものとする。

3 検索

戸籍情報システムは、次の検索機能を備えるものとする。

(1) 戸籍又は除籍の検索項目

戸籍又は除籍の検索項目は、本籍、氏名、振り仮名、生年月日、筆頭者の氏名、戸籍の編製日、戸籍の消除日、入籍日、除籍日及び戸籍又は除籍の別とし、かつ、これに限るものとする。

(2) 受付事件の検索項目

受付事件(受領事件を含む。)の検索項目は、受付(受領)番号、氏名、振り仮名、届書、申請書その他の書類(以下「届書等」という。)の受領年月日、届出事件の種別、涉外事件であるかどうかの別及び処分決定における処分の区分とする。

4 支援措置対象者等の管理

戸籍情報システムは、支援措置対象者(ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者をいう。)及び不受理申出対象者(法第27条の2第3項の申出をした者をいう。)に対する抑止の設定に係る機能を備えるものとする。

5 戸籍情報システムによる事件処理

(1) 自動審査処理

戸籍情報システムは、届書等の記載内容に基づき入力された個々の事項が入力すべき事項として適当であること及び相互の事項に矛盾がないことを点検するとともに、入力された内容が法令に適合しているかどうか等の受理要件を審査し、当該事項が不適当な場合若しくは矛盾する場合又は法令に適合していない場合は、その旨を表示する機能を有するものとする。

(2) 届書等の記載内容の入力処理

戸籍情報システムは、届書等の記載内容に基づき入力された事項及び戸籍記録に基づき、可能な範囲において自動的に戸籍を編製し、戸籍事項、身分事項等の記録を行う機能を有するものとする。

ア 入力項目等

戸籍情報システムは、届書等の記載内容の入力において、事件本人の戸籍又は除籍に記録されている事項を自動的に入力したものとして処理する機能を有するものとする。

イ 記録事項証明書の発行処理の抑止機能等

戸籍情報システムは、届書等の記載内容の入力処理において事件本人の戸籍又は除籍が特定したときは、その戸籍又は除籍につき、記録事項証明書の発行を抑止し、かつ、他の届書等に基づく入力処理を停止する機能を有するものとする。

(3) 処分決定処理

戸籍情報システムは、届書等により入力された事項及び戸籍記録に基づき、可能な範囲において自動的に戸籍を編製し、戸籍事項、身分事項等の記録を行う機能を有するものとする。

ア 戸籍情報システムは、受理又は不受理等の処分区分を(1)の自動審査機能によって表示し、処分決定の処理は、事務担当者の指示によってする機能を有するものとする。

イ 戸籍情報システムにおいては、処分決定における処分の区分として、受理、不受理、受理照会、処理照会、返戻、取下げ、保留、受理処分の撤回、誤処理及び誤入力の設定を設けるものとする。この場合において、誤処理の操作は、決裁処理においてされるものとする。また、受理処分の撤回又は誤処理の処理をした場合には、受付帳の従前の処理についての記録を保存するものとする。

(4) 決裁処理

決裁処理における決裁の区分は、決裁及び修正指示とし、決裁の処理

をしたときは、戸籍データベースが更新され、かつ、(2)イの抑止及び停止が解除されるものとする。

6 証明

戸籍情報システムは、規則第74条第1項の規定による証明書の発行に必要となる以下の機能及びその他戸籍事務に必要な証明書を作成する機能を有するものとする。

(1) 法第120条第1項の戸籍証明書又は除籍証明書（以下「戸籍証明書等」という。）は、戸籍に記録されている者の名については14ポイント程度の文字、その他の事項については10ポイント程度の文字により、鮮明に出力するものとする。

(2) 戸籍証明書等の規格は、規則付録第22号様式のとおりとするものとする。

(3) 戸籍証明書等には、識別番号及び市区町村長限りの職権訂正事項（誤記、遺漏又は文字関連更正（訂正）によるものに限る。）を出力しないものとする。ただし、一部事項証明書の交付を請求する者から職権訂正事項の証明を求められた場合には、これを出力する機能を有するものとする。

7 データ更新

戸籍情報システムは、2に基づき管理する項目を更新するため必要な機能を備えるものとする。

8 統計

戸籍情報システムは、戸籍事件表（平成16年4月1日付け法務省民一第850号当職通達別添戸籍事務取扱準則制定標準（以下「標準準則」という。）付録第18号様式）の作成その他統計の作成に必要な機能を備えるものとする。

9 一括処理

戸籍情報システムは、行政区画、土地の名称の更正等を一括して処理するために必要な機能を備えるものとする。

10 戸籍副本の送信

戸籍情報システムにおける副本の送信のための機能要件等は、別添2の戸籍副本データの管理に係る戸籍情報システム要件定義書によるものとする。

11 正本・副本の件数一致調査

戸籍情報システムは、同システムにおいて保存する正本情報と、戸籍情報連携システムにおいて保存する副本情報の件数一致確認を行う機能を有するものとする。

また、不一致となった正本情報又は副本情報を一意に特定し、正本の内容を表示する機能を有するものとする。

12 情報提供用個人識別符号の取得

(1) 情報提供用個人識別符号の取得

戸籍情報システムにおける情報提供用個人識別符号の取得のための機能要件等は、別添3の情報提供用個人識別符号の取得に係る戸籍情報システム要件定義書によるものとする。

(2) 情報提供用個人識別符号の取得に係る調査

戸籍情報システムは、情報提供用個人識別符号の取得状況を確認するために、情報提供用個人識別符号を取得した者の戸籍を一意に特定し、当該戸籍の正本の内容を表示する機能を有するものとする。

13 届書等情報の連携等

届書等情報の提供等、法務大臣の使用に係る電子計算機と接続するための戸籍情報システムにおける機能要件等は、別添4の戸籍情報システムと戸籍情報連携システムの接続に係るインターフェイス仕様書によるものとする。

14 共通機能

(1) 戸籍情報システムは、戸籍記録を保全するため、届書等の記載内容の入力、受理又は不受理等の処分決定、移記事項入力、決裁という一連の戸籍事務処理の手順を経なければ、戸籍記録の変更、追加又は削除をすることができない機能を有するものとする。

(2) 戸籍情報システムは、戸籍記録を保全するため、戸籍記録について変更、追加又は削除をした場合は、その旨の記録とともに従前の記録をも保存する機能を有するものとする。

(3) 戸籍情報システムは、戸籍記録を保全し、その漏えいを防止するため、事前に登録されたパスワード、識別カード等によって、端末装置の操作者が正当な権限を有する者であることを確認した上でなければ、端末装置の操作をすることができない機能を有するものとする。

(4) 戸籍情報システムは、戸籍記録の漏えいを防止するため、他の事務を処理する電子情報処理組織から戸籍記録に直接アクセスすることができないよう制御する機能を有するものとする。

なお、戸籍情報システムが、法令の規定に基づき必要とされる範囲のデータを他の事務を処理する電子情報処理組織に提供する機能を有することは、差し支えない。

(5) 戸籍情報システムは、それに接続された電気通信回線を通じて戸籍記録が第三者に知られることを防止するため、回線制御の機能を有するも

のとする。

15 エラー・アラート機能

戸籍情報システムは、論理的に成立し得ない入力を拒否する機能を有するものとする。

また、特に注意を要する入力について警告を表示する機能を有するものとする。

第3 帳票要件

戸籍情報システムが備えるべき帳票要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については、別添1の戸籍情報システム標準仕様書のとおりとする。

- 1 法第10条第1項の戸籍に記載した事項に関する証明書及び法第12条の2の除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書
- 2 法第48条第1項の届出の受理又は不受理の証明書
- 3 法第120条第1項の戸籍証明書又は除籍証明書
- 4 法第120条の2の広域交付戸籍証明書又は広域交付除籍証明書
- 5 法第120条の3第2項の戸籍電子証明書提供用識別符号通知書又は除籍電子証明書提供用識別符号通知書
- 6 法第120条の6の届書等情報内容証明書
- 7 法第126条の規定による戸籍等に記載した事項に係る情報の提供のための証明書
- 8 法第41条証書提出の証明書
- 9 届書預り証明書
- 10 独身証明書及び婚姻要件具備証明書
- 11 不在籍証明書
- 12 再製原戸籍証明書
- 13 本人確認届出通知書
- 14 戸籍訂正・記載許可申請書
- 15 国籍喪失者報告書
- 16 国籍選択未了者通知書
- 17 外国人死亡目録
- 18 戸籍届出期間経過通知書
- 19 在外選挙人通知・在外投票人通知
- 20 届書等送達確認書
- 21 宛名シール
- 22 受理・処理照会書

- 23 戸籍訂正書
- 24 戸籍受付帳
- 25 種類番号帳
- 26 不受理処分整理簿
- 27 本人確認台帳
- 28 戸籍事件表
- 29 届書目録（受理分）、届書目録（受理以外分）、届書目録（完全涉外・受理分）及び届書目録（完全涉外・受理以外分）
- 30 高齢者消除該当者一覧

第4 経過措置

1 機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置

(1) 現に市区町村において利用されている戸籍情報システムのうち、改正省令の施行日である令和8年4月1日までに上記機能要件又は帳票要件に適合することが困難な機能要件又は帳票要件に係る経過措置については、別途当職が市区町村ごとに定める。

(2) 現に市区町村において利用されている戸籍情報システムのうち、改正省令の施行日である令和8年4月1日までに機能要件又は帳票要件により実装してはならないとされた機能を削除することが困難であると当職が認めた市区町村の戸籍情報システムについては、令和11年4月1日までに当該機能を削除すれば足りるものとする。

2 特定移行支援システムに係る経過措置

現に市区町村において利用されている戸籍情報システムのうち、改正省令の施行日である令和8年4月1日までに上記機能要件及び帳票要件の全部に適合することが困難であると当職が認めた戸籍情報システムについては、令和13年4月1日までの間で別途当職が定める日までに上記機能要件及び帳票要件に適合させれば足りるものとする。